

資金収支計算書

自平成27年 4月 1日 至平成28年 3月 31日

社会福祉法人 マーガレット学園

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	保育事業収入	307,229,160	307,156,260	72,900	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	経常経費寄附金収入	0	0	0	
	受取利息配当金収入	50,000	4,195	45,805	
	その他の収入	1,215,140	1,117,775	97,365	
	事業活動収入計(1)	308,494,300	308,278,230	216,070	
	人件費支出	263,091,941	262,413,168	678,773	
	事業費支出	24,120,000	21,528,974	2,591,026	
	事務費支出	21,201,080	18,923,407	2,277,673	
	支払利息支出	0	0	0	
その他の支出	0	0	0		
事業活動支出計(2)	308,413,021	302,865,549	5,547,472		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	81,279	5,412,681	5,331,402		
施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	設備資金借入金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	
	その他の施設整備等による収入	0	0	0	
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	固定資産取得支出	55,030,000	55,030,000	0	
	固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
その他の施設整備等による支出	0	0	0		
施設整備等支出計(5)	55,030,000	55,030,000	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	55,030,000	55,030,000	0		
その他の活動による収支	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立資産取崩収入	57,843,420	57,343,420	500,000	
	その他の活動による収入	0	0	0	
	その他の活動収入計(7)	57,843,420	57,343,420	500,000	
	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	積立資産支出	2,300,000	2,297,700	2,300	
	その他の活動による支出	0	0	0	
	その他の活動支出計(8)	2,300,000	2,297,700	2,300	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	55,543,420	55,045,720	497,700		
予備費支出(10)	594,699	0	594,699		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	5,428,401	5,428,401		
前期末支払資金残高(12)	43,838,094	43,838,094	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	43,838,094	49,266,495	5,428,401		

事業活動計算書

自平成27年 4月 1日 至平成28年 3月 31日

社会福祉法人 マーガレット学園

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	307,156,260	286,748,525	20,407,735
	経常経費寄附金収益	0	0	0
	その他の収益	725,775	160,182	565,593
	サービス活動収益計(1)	307,882,035	286,908,707	20,973,328
	費用			
	人件費	262,923,956	247,533,726	15,390,230
	事業費	21,528,974	20,751,996	776,978
事務費	18,923,407	16,763,097	2,160,310	
減価償却費	8,164,008	8,175,087	11,079	
国庫補助金等特別積立金取崩額	6,033,888	6,050,896	17,008	
徴収不能額	0	0	0	
徴収不能引当金繰入	0	0	0	
その他の費用	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	305,506,457	287,173,010	18,333,447	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	2,375,578	264,303	2,639,881	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	4,195	8,305	4,110
	有価証券売却益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	392,000	297,000	95,000
	サービス活動外収益計(4)	396,195	305,305	90,890
	費用			
	支払利息	0	0	0
	有価証券評価損	0	0	0
有価証券売却損	0	0	0	
投資有価証券評価損	0	0	0	
投資有価証券売却損	0	0	0	
その他のサービス活動外費用	0	0	0	
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	396,195	305,305	90,890	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	2,771,773	41,002	2,730,771	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	0	2,896,680	2,896,680
	施設整備等寄附金収益	0	0	0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
	固定資産受贈額	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0
	特別収益計(8)	0	2,896,680	2,896,680
	費用			
	基本金組入額	0	0	0
資産評価損	0	0	0	
固定資産売却損・処分損	0	1	1	
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	0	0	0	
国庫補助金等特別積立金積立額	0	0	0	
災害損失	0	0	0	
その他の特別損失	0	0	0	
特別費用計(9)	0	1	1	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	2,896,679	2,896,679	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	2,771,773	2,937,681	165,908	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	30,541,718	30,500,717	41,001
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	33,313,491	33,438,398	124,907
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	54,500,000	0	54,500,000
	その他の積立金積立額(16)	0	2,896,680	2,896,680
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	87,813,491	30,541,718	57,271,773

貸借対照表

平成 28年 3月 31日現在

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
勘 定 科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減	勘 定 科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	56,549,298	50,508,346	6,040,952	流動負債	17,971,711	16,302,652	1,669,059
現金預金	55,544,438	49,546,806	5,997,632	事業未払金	2,430,569	1,625,286	805,283
有価証券	0	0	0	その他の未払金	0	0	0
事業未収金	120,600	0	120,600	1年以内返済予定設備資金借入金	0	0	0
未収金	0	0	0	1年以内返済予定リース債務	0	0	0
未収補助金	668,520	239,600	428,920	未払費用	4,022,728	4,124,186	101,458
貯蔵品	0	0	0	預り金	0	0	0
立替金	0	0	0	職員預り金	829,506	920,780	91,274
前払金	0	530,000	530,000	前受金	0	0	0
前払費用	215,740	191,940	23,800	前受収益	0	0	0
仮払金	0	0	0	仮受金	0	0	0
その他の流動資産	0	0	0	賞与引当金	10,688,908	9,632,400	1,056,508
徴収不能引当金	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
固定資産	324,356,864	332,557,512	8,200,648	固定負債	36,052,764	36,619,404	566,640
基本財産	209,241,794	161,131,509	48,110,285	設備資金借入金	0	0	0
土地	57,030,000	2,000,000	55,030,000	リース債務	0	0	0
建物	152,211,794	159,131,509	6,919,715	退職給付引当金	36,052,764	36,619,404	566,640
定期預金	0	0	0	長期預り金	0	0	0
その他の固定資産	115,115,070	171,426,003	56,310,933	その他の固定負債	0	0	0
土地	0	0	0	負債の部合計	54,024,475	52,922,056	1,102,419
建物	29,373	76,360	46,987	純 資 産 の 部			
構築物	1,357,938	1,546,037	188,099	基本金	19,925,250	19,925,250	0
機械及び装置	0	0	0	国庫補助金等特別積立金	146,285,576	152,319,464	6,033,888
車輛運搬具	98,440	177,190	78,750	その他の積立金	72,857,370	127,357,370	54,500,000
器具及び備品	4,584,185	5,514,642	930,457	人件費積立金	34,000,000	34,000,000	0
建設仮勘定	0	0	0	保育所施設・設備整備等特別積立金	2,000,000	56,500,000	54,500,000
有形リース資産	0	0	0	区施設整備費積立金	25,700,570	25,700,570	0
権利	2,000	2,000	0	区市町村施設整備費積立金	11,156,800	11,156,800	0
ソフトウェア	0	0	0	次期繰越活動増減差額	87,813,491	30,541,718	57,271,773
無形リース資産	0	0	0	(うち当期活動増減差額)	(2,771,773)	(2,937,681)	(165,908)
退職給付引当資産	36,052,764	36,619,404	566,640	純資産の部合計	326,881,687	330,143,802	3,262,115
保育所繰越積立資産	34,000,000	34,000,000	0	負債及び純資産の部合計	380,906,162	383,065,858	2,159,696
保育所施設・設備整備等積立資産	2,000,000	56,500,000	54,500,000				
区施設整備費積立資産	25,700,570	25,700,570	0				
区市町村施設整備費積立資産	11,156,800	11,156,800	0				
差入保証金	133,000	133,000	0				
長期前払費用	0	0	0				
その他の固定資産	0	0	0				
資産の部合計	380,906,162	383,065,858	2,159,696				

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

（2）賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

（3）退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

（4）国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 27 年 9 月 25 日雇児発 0925 第 1 号・社援発 0925 第 1 号・老発 0925 第 1 号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

（5）消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 就業規則第2条に規定する「職員」

4. 作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人は、(4)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)～(3)に記す財務諸表を作成するものである。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (3) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (4) 当法人が実施する社会福祉事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点区分

理事会の運営による経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部拠点区分を設けている。

イ マーガレット保育園拠点区分

社会福祉法第2条第3項第2号(第2種社会福祉事業)に規定する保育所(子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する教育・保育施設)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	2,000,000	55,030,000	0	57,030,000
建物	159,131,509	0	6,919,715	152,211,794
合計	161,131,509	55,030,000	6,919,715	209,241,794

6. 基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準」第3章第4(6)の規定による基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準」第3章第4(4)の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額、期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	195,476,282	43,264,488	152,211,794
建物	2,375,900	2,346,527	29,373
構築物	12,387,600	11,029,662	1,357,938
車輛運搬具	1,981,271	1,882,831	98,440
器具及び備品	17,374,638	12,790,453	4,584,185
合計	229,595,691	71,313,961	158,281,730

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	215,740 円	191,940 円
② 長期前払費用からの振替額	0 円	0 円
貸借対照表計上額	<u>215,740 円</u>	<u>363,335 円</u>

(2) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 保育所施設・設備整備積立金

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0903第6号通知、以下「経理等通知」という。)の1の(6)②に規定されている将来発生が見込まれる保育所の建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「経理等通知」の1・『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」(平成27年9月3日厚生労働省雇児保発0903第1号通知、以下「雇児保発0903第1号通知」という。)の5、及び『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」(平成27年9月3日厚生労働省雇児保発0903第2号通知、以下「雇児保発0903第2号通知」という。)の(問8)に基づき、理事会の承認により取り崩すものである。

なお、今年度保育園の園庭購入のため、理事会の承認により取り崩しを行っている。

② 人件費積立金

「経理等通知」の1の(6)①に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保する

ものである。

この積立金は、「経理等通知」の1及び「雇児保発 0903 第1号通知」の5に基づき理事会の承認により取り崩すものである。

③ 区市町村施設整備費積立金

『東京都保育所事業実施要綱』の廃止に伴う保育所補助金の弾力的運用の取扱い等について」(平成19年3月30日東京都福祉保健局長通知18福保子支第1701号)に規定されている東京都子育て推進交付金を財源とする各区市町村からの運営費補助金のうち施設整備費に充当するものとして自ら区分した金額の未使用額を積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、当該補助金の支給対象である施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に使用する場合に理事会の承認により取り崩すものである。

④ 区施設整備費積立金(練馬区)

「練馬区私立保育所援護費支給要綱」(昭和55年7月19日練児保発第226号通知、付則平成22年2月5日21練児保発第2096号)に規定されている練馬区が支給する援護費のうち施設整備費に充当するものとして自ら区分した金額の未使用額を積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、当該補助金の支給対象である施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に使用する場合に理事会の承認により取り崩すものである。